奄美市笠利地区認定こども園整備事業

基本協定書

（案）

令和５年１２月

奄美市

目　次

　　　第１条（用語の定義）･････････････････････････････････････････････････1

　　　第２条（趣旨）･･･････････････････････････････････････････････････････1

第３条（基本的合意）･････････････････････････････････････････････････1

第４条（市及び選定グループの義務）･･･････････････････････････････････1

　　　第５条（役割分担）･･･････････････････････････････････････････････････2

　　　第６条（事業契約の締結）･････････････････････････････････････････････2

　　　第７条（準備行為）･･･････････････････････････････････････････････････3

　　　第８条（事業契約の不成立）･･･････････････････････････････････････････3

　　　第９条（秘密保持）･･･････････････････････････････････････････････････3

　　　第10条（協定の有効期間）････････････････････････････････････････････3

　第11条（協議）･･････････････････････････････････････････････････････3

　第12条（準拠法及び裁判管轄）････････････････････････････････････････3

**基本協定書（案）**

奄美市笠利地区認定こども園整備事業（以下「本事業」という。）に関して，奄美市（以下「市」という。）と本事業を共同して実施するために，複数の業種の企業により結成される組織（以下「共同事業体」という。）との間で，以下のとおり基本協定を締結する。

**第１条（用語の定義）**

　本協定において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

　一　「提示条件」とは，本事業を実施する選定事業者の選定手続において市が提示した

一切の条件をいう。

　二　「募集要項等」とは，本事業のプロポーザルに関し，市より提示された募集要項等及

　　　びその添付書類（これらを対象とする質問回答を含む。）をいう。

　三　「事業提案」とは，共同事業体が，令和６年３月１５日までに提出した本事業の実施にかかる提案書類一式をいう。

　四　「事業契約」とは，本事業の実施に関し，市と共同事業体との間で締結される契約をいう。

　五　「事業期間」とは，事業契約で定められた本事業の期間をいう。

**第２条（趣旨）**

　本協定は，本事業を対象とした公募型プロポーザルにより本事業の実施に関する各業務を担う者として本共同事業体が選定されたことを確認し，第６条の規定に基づき市との間で工事請負契約を締結し，その他本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

**第３条（基本的合意）**

　１　市及び共同事業体は，本事業に関して市が実施した公募型プロポーザルにより，本事業の実施に関する各業務を担う者として共同事業体が選定されたことを確認する。

　２　共同事業体は，提示条件を遵守のうえ，市に対し事業提案を行ったものであることを確認するとともに，事業提案を誠実に履行することを誓約する。

**第４条（市及び選定事業者の義務）**

　１　市及び共同事業体は，第６条の規定に基づき市と共同事業体が締結する工事請負契約の締結に向けて，それぞれ誠実に対応するものとする。

　２　共同事業体は，工事請負契約の締結の協議にあたっては，市の要望を尊重するものとする。

**第５条（役割分担）**

　１　本事業の実施において，共同事業体はそれぞれ次の各号に定める役割を担うものとする。

1. 設計・施工業務のうち設計は，設計企業である〇〇が行う。
2. 設計・施工業務のうち施工は，特定建設工事共同企業体である〇〇が行う。
3. 設計・施工業務のうち工事監理は，設計企業である〇〇が行う。
4. 設計・施工業務のうち備品選定は，〇〇企業である〇〇が行う。

　２　共同事業体は，前項に規定する担当業務を工事請負契約に基づき誠実に行わなければ

ならない。

**第６条（工事請負契約の締結）**

　１　市及び共同事業体は，提示条件及び事業提案に基づき，市と共同事業体との間における募集要項等に規定するところに従った工事請負契約の締結に向けて，それぞれ最大限の努力をするものとする。

　２　市は，募集要項等に添付の工事請負契約書（案）の文言に関し，共同事業体より説明を求められた場合，募集要項等において示された本事業の目的，理念等に照らし，提示条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。

　３　市及び共同事業体は，令和６年６月中を目途として工事請負契約を締結するものとする。ただし，工事請負契約の締結がなされる前に構成員のいずれかに次の各号の事由が生じたときは，事業契約を締結しないことができる。

（１）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第

７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又

は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規

定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与して

いると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

（２）　受注者（受注者が共同事業体であるときは，その構成員のいずれかの者。以下

この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を，受注者が法人である場合にはそ

の役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をい

う。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が，暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し，又は便宜を供与するなど

直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与していると認め

られるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認めら

れるとき。

**第７条（準備行為）**

　共同事業体は工事請負契約の締結前であっても，自己の費用と責任において，本事業の実施に関して必要な準備行為をなすことができるものとし，市は，必要かつ可能な範囲で選定事業者に対して協力するものとする。

**第８条（事業契約の不成立）**

市及び共同事業体のいずれの責にも帰すことができない事由により市と選定事業者が事業契約の締結に至らなかったときは，既に市と選定事業者が本事業の準備に関して支出した費用は，各自が負担するものとし，相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

**第９条（秘密保持）**

市と共同事業体は，本協定に関する事項につき，相手方の同意を得ないで第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし，裁判所により開示が命ぜられた場合，当事者の弁護士その他本事業のアドバイザーに開示する場合及び市が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11 年法律第42 号）等に基づき開示する場合は，この限りでない。

**第10条（協定の有効期間）**

　本協定の有効期間は，本協定締結の日から工事請負契約に定める本事業の終了日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず，第８条及び第９条の規定は存続するものとする。

**第11条（協議）**

　本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については，必要に応じて市と選定グル

ープが協議して定めるものとする。

**第12条（準拠法及び裁判管轄）**

　本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし，本協定に関する一切の裁判の第一審

の専属管轄権は鹿児島地方裁判所に属するものとする。

以上を証するため，本協定書〇通を作成し，市及び共同事業体の各構成企業は，それぞれ記名押印のうえ，各一通を保有する。

令和６年５月　日

　　　　　　　　　　鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号

　　　　　　　　　　奄美市

　　　　　　　　　　代表者　奄美市長　安田　壮平

　選定グループ

　　構 成 員　　　　住所

　　（代表企業）　　氏名

　　構 成 員　　　　住所

　　　　　　　　　　氏名

構 成 員　　　　住所

　　　　　　　　　　氏名